

2020年度事業計画

2020年度は、昨年7月に導入した認定制度の運用を中心に「適合証明検査基準」の改訂、「自己点検と評価の解説書」の作成、認定正会員を対象とした維持点検のほか、機密抹消セミナーの企画・開催、会員研修の実施、会報の発行及び電子記録データの抹消に関する実態調査を開始します。

1 認定制度の運営と普及

2019年7月に認定制を導入した結果、3社が適合証明検査に合格し、認定正会員となりました。認定制度は、2020年度から本協会の活動の柱の一つとして運用し普及に努めます。第三者機関による適合証明検査は、適合証明検査基準（以下、「基準書」という。）に基づいて行われますが、初年度の認定制度の検査結果を踏まえて基準書の改訂を行います。認定の有効期間は3年間であるため、更新を迎えるまでの2年間は、認定正会員を対象に毎年維持点検を行います。なお、維持点検は更新検査までの間、適合証明検査合格時の基準レベルの維持を目的とした点検です。

2 「自己点検と評価の解説書」の作成

入会要件の変更と認定制度の導入により、3種類のチェックリストを運用することになりました。正会員を対象とする自己点検チェックリスト（自己点検）、認定正会員を対象とする再委託先チェックリスト（適合証明検査基準の再委託）及び維持点検チェックリスト（維持点検）です。これらのチェックリストを用いて自己点検及び評価を行う際に参考資料となる「自己点検と評価の解説書」を作成します。（昨年度まで使用した「自己点検要領」に代わるものもあります。）

※3つのチェックリストは、それぞれ目的が異なることから確認項目の数や確認書類などは異なります。

なお、これまで自己点検は、毎年時期を決めて一斉に実施していましたが、今年度より年内に正会員が独自に実施時期を決めて行い、その結果を協会事務局に報告する制度となります。結果は、次年度にホームページに掲載します。

※自己点検チェックリスト及び解説書は、準備出来次第ホームページに掲載します。

3 機密抹消セミナー

会員及び非会員を対象とし、機密抹消セミナーを開催します。昨年度導入した認定制度は、紙媒体に記録された機密情報の抹消を目的とした制度です。現代社会では、情報の記録媒体としては電子媒体が主流に変わりつつあり、欧米諸国では機密情報の抹消の対象も電子記録媒体が増加の一途を辿っています。こうした動向を踏まえて、紙媒体に記録された情報の抹消に加えて、電子情報（デジタル情報）の抹消についても選択肢の一つとして、セミナーのテーマを設定する予定です。なお、新型コロナウイルスの感染状況によっては、セミナーを中止することがあります。

4 会員研修

会員研修を実施します。研修の参加者は、少人数とし、必要に応じて複数回実施します。研修テーマは、機密情報の抹消市場の動向を踏まえて設定します。なお、新型コロナウイルスの感染状況によっては、研修を中止することがあります。

5 会報の発行

機密情報の管理と抹消に関する情報を収集し、会報『機密抹消』（春号と秋号）を発行します。会報の内容は、専門性の高い情報という考え方を基本として、国内外の動向を踏まえた情報を収集し編集するものとします。

6 電子記録データの抹消に関する実態調査

日本の機密情報の抹消市場は、電子情報の抹消へと変容しつつあります。今後、紙媒体からのシフトが加速していくのか、そのトレンドを推察することも兼ね欧米及び日本の電子情報の抹消とリサイクルに関する法規制及び現状をテーマに実態調査を今年度より開始します。